

ポイント1 保険料額の求め方

均等割額43,143円+所得割額*×所得割率9.63%

保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。

なお、年間の所得が5,074,102円以上の方の保険料は50万円です。

※「総所得金額等－基礎控除額33万円」で算出した額

ポイント2 平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険料額の試算（年額）

以下は、年間の保険料額を試算したものです。

被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

例1) 1人世帯の場合

所得 (参考:年金収入のみ)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)	262.5万円 (400万円)
保険料額	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

例2) 夫婦2人世帯の場合

		①	②	③
所得 (参考:年金収入のみ)	夫	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)
	妻	0円 (50万円)	0円 (50万円)	0円 (50万円)
保険料額	夫	12,900円	79,700円	136,500円
	妻	12,900円	34,500円	43,100円

- ・夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です
- ・下の**ポイント3**の判定方法により、①は30,201円、②は8,629円が軽減されています

ポイント3 均等割額の軽減について

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額(軽減割合)	均等割額
33万円	30,201円(7割軽減)	12,942円
33万円+(24万5,000円×世帯に属する被保険者数※) ※被保険者である世帯主は除く	21,572円(5割軽減)	21,571円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)	8,629円(2割軽減)	34,514円

- ・65歳以上の方の公的年金等にかかる所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します
- ・世帯主が被保険者ではない場合でも、その世帯主の所得は軽減の判定の対象となります

受けられる給付で申請の必要なものは？

後期高齢者医療制度では、病気やけが、死亡に関して給付を行います。申請が必要なものもあります。

病気やけがのために医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が給付される「高額療養費」や、被保険者が死亡した場合に給付される「葬祭費」などでは申請が必要で、現行の国保や老人保健制度と基本的には同じです。

また、「高額介護合算療養費制度」という新たな仕組みが設けられました。これは、医療でかかった自己負担と介護保険サービスの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、その世帯の負担を軽減するというものです。

これらの給付を受けるには、現行の老人保健制度と同じく、国民健康保険課窓口へ申請してください。

平成20・21年度の保険料率のお知らせ

後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度って何？

平成20年4月から、現行の老人保健制度に代わり、後期高齢者医療制度が始まります。

この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定された方も対象となります)。

制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は各市町村が行います。

保険料のしくみは？

保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額(以下「均等割額」)」と、所得に応じて負担する「所得割額」で計算されます

【ポイント1】。

基本的には、道内均二で、石狩市の方の保険料率は、平成20・21年度で年間の均等割額が4万3143円、所得割率が9.63%です。

保険料の軽減と減免は？

石狩市にお住まいの被保険者が1年間に支払う保険料の額は左ページの【ポイント2】を参照してください。保険料の年間の限度額は50万円となっています。

なお、所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます【ポイント3】。

また、これまで被用者保険の加入者に扶養されていた方は、保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため2年間、所得割がかからず、均等割額が5割軽減されます。

これらの方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、

その後の半年は均等割額の1割、2100円の負担となります。

そのほか、災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することで、保険料が減免される場合があります。

保険料を納める方法は？

保険料は、原則として年金から自動的に納付されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書などで納めることになります。



後期高齢者医療制度 こんな特徴があります

- 1 被保険者一人ひとりが、負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。
- 2 被保険者証が一人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示することとなります。
- 3 医療機関の窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割(現役並み所得者は3割)です。
- 4 医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が著しく重くなる方々の負担を軽減します。